

「こども性暴力防止法」が2026年12月25日に施行されます。  
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります～

この法律により、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められ、実習生やボランティア学生などについても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習等ができません。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより教育職員免許状・保育士資格等の取得要件を満たすことができません。
- 入学手続き時に本件に関する「同意書」及び性犯罪前科がない旨の「誓約書」を、実習前に再度、「誓約書」を提出していただきます。

制度の詳細については、こども家庭庁のホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



(本件の問い合わせ先)  
教職センター  
電話 011-387-4082  
メール kyosen@hokusho-u.ac.jp